

関係団体等代表者 殿

新潟労働局長
(公印省略)

新潟県最低賃金の改定に係る周知について(協力依頼)

労働行政の円滑な推進につきまして、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和8年7月、中央最低賃金審議会の答申で示された改定目安額 56 円の提示を踏まえ、同年8月、新潟地方最低賃金審議会で慎重に審議した結果、新潟県最低賃金を現行の時間額 1,050 円から 58 円引上げ、時間額 1,108 円とすることが妥当との答申があり、過日、令和8年 10 月 1 日を効力発生日とする官報公示を行ったところです。

新潟県最低賃金は、産業や職種に関わりなく、県内で事業を営む全ての使用者及びその事業場で働く全ての労働者(臨時、パート、アルバイト等を含む)に適用されます。

つきましては、最低賃金改定額やこれに対する賃上げ支援策を幅広く周知したいため、下記内容を踏まえた取組を進めていただきたく、傘下会員に対する周知、関係行事でのリーフレット配布等、積極的な周知に格別の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、貴組織が発行する広報誌やホームページ等において、別紙「広報原稿例」を参考に、掲載していただくよう格別の御協力をお願いいたします。

なお、広報誌に掲載いただいた場合には、誠に恐れ入りますが、当該広報誌を1部、下記担当あて送付願います(電子メールによる送付も可能です。)

おって、最低賃金周知用ポスター及びリーフレットを送付いたしますので、掲示方お取り計らいください。

御不明な点は下記担当あて連絡願います。

記

- 1 今回の新潟県最低賃金額の改正においては、県内の中小企業・小規模事業者への省力化投資等による生産性向上や価格転嫁を進め、公的な支援策の活用により、負担を一定程度和らげ、最低賃金の引上げと企業の持続可能性の両立を図る観点での配慮が重要であり、賃金規定等を改定して非正規雇用労働者の賃上げを実現するための「キャリアアップ助成金」の活用や、生産性を高めながら労働時間削減や年次有給休暇の促進に向けた環境設備等に取り組む中小企業・小規模事業者に対し、その実施に要した費

用の一部を助成する「働き方改革推進支援助成金」等、賃金引上げ支援策の積極的な利用を図るよう周知・指導をお願いいたします。（同封のリーフレットのとおり、本年度より業務改善助成金の申請締切りが令和8年9月30日（改正される最低賃金の発効日前日）までとされ、申請期間が短縮されたことに特に御留意ください。）

- 2 建設工事や業務委託など請負契約等において、既に契約しているものに関し、年度途中に改定額が発効することにより当該契約先の業者が最低賃金法違反となることのないよう、価格転嫁の交渉や適正な価格で契約金額の見直しを行うよう努めるなど、注文者として特段の御配慮をお願いいたします。

※厚生労働省ホームページには賃金引き上げ特設ページを開設しておりますので、こちらも御活用ください。

〈厚生労働省ホームページ 賃金引き上げ特設ページ〉

<https://saiteichingin.mhlw.go.jp/chingin/>



（担当）

新潟労働局労働基準部賃金室

地方賃金指導官 ^{くがわ}久川 禎之

電話:025-288-3504 / E-mail: chinginshitsu-niigatakyoku@mhlw.go.jp

〒950-8625 新潟市中央区美咲町 1-2-1 新潟美咲合同庁舎 2 号館

(広報原稿例)

パートも！学生アルバイトも！

新潟県最低賃金は 時間額 1,108 円 に変わります

新潟県最低賃金額は現行の時間額 1,050 円から **58 円** 上げられ、**令和 8 年 10 月 1 日から時間額 1,108 円**になります。

新潟県最低賃金は、新潟県内で事業を営む全ての使用者及びその事業場で働く全ての労働者（臨時、パート、アルバイト等を含む）に適用されます。

この機会に最低賃金額を確認しましょう。

また、最低賃金引上げに向けた生産性向上等への支援に関わる **キャリアアップ助成金**や**働き方改革推進支援助成金**、**働き方改革推進支援センターの無料相談**制度も設けられておりますので、ご相談ください。

厚生労働省ホームページでは賃金引上げ特設ページを開設しております。

- 業務改善助成金に関するご相談は、
 - ・新潟労働局 雇用環境・均等室 電話：025-288-3528
- キャリアアップ助成金に関するご相談は、
 - ・新潟労働局 職業対策課 助成金センター 電話：025-278-7181
- 働き方改革推進支援センターの無料相談に関するお問い合わせは、
 - ・新潟働き方改革推進支援センター 電話：0120-009-229
- 最低賃金に関するお問い合わせは、
 - ・新潟労働局労働基準部賃金室 電話：025-288-3504

本件に関する照会先

新潟労働局 労働基準部 賃金室 電話 025-288-3504

〒950-8625

新潟市中央区美咲町 1 丁目 2 番 1 号 新潟美咲合同庁舎 2 号館 3 階

